

平成30年度第1回名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

- ・開催日時 平成30年9月6日(木)午後1時30分から午後2時まで
- ・開催場所 アイリス愛知 2階 大会議室
- ・出席者 服部 達哉(名古屋市医師会長)、山根 則夫(名古屋市医師会副会長)、宮田 完志(名古屋第一赤十字病院長)、下中 直実(名古屋医療センター事務部長)、絹川 常郎(中京病院長)、小木曾 公(名古屋市歯科医師会長)、平手 雅樹(名古屋市歯科医師会常務理事)、野田 雄二(名古屋市薬剤師会長)、河内 尚明(名古屋市社会福祉協議会長)、平田 宏之(名古屋市保健所長)、加藤 裕(西名古屋医師会長)、田中 勝己(西春日井歯科医師会長)、長良 裕之(西春日井薬剤師会長)、今村 康宏(済衆館病院理事長)、竹谷 久美子(西春日井地区学校保健会副会長)、村瀬 正守(清須市民生児童委員連絡協議会長)、今村 達雄(社会福祉法人西春日井福祉会理事長)、岡島 剛(愛知県食品衛生協会清須支部長)、服部 加奈子(ごちそうさま会長)、坪井 陽子(愛知県健康づくりリーダー連絡協議会清須支部長)、古川 伊都子(清須市健康推進課主幹)、青山 美枝(北名古屋市保健センター長)、安藤 光男(豊山町保健センター長)、厚見 徳和(西枇杷島警察署警部補)(敬称略)
- ・傍聴者 3人

<議事録>

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議を開催いたします。

開会にあたりまして、愛知県健康福祉部技監の吉田から御挨拶を申し上げます。

(愛知県健康福祉部 吉田技監)

愛知県健康福祉部技監の吉田でございます。

本日はお忙しい中、今年度1回目の名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、平素は、当圏域の健康福祉行政の推進に、格別の御理解、御協力をいただき、改めて、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度まで御審議いただいております「名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画」につきましては、皆様方のおかげを持ちまして、本年3月に見直し計画を公示いたしました。この場をお借りいたしまして、改めて御礼申し上げます。今年度から、これまでの名古屋医療圏と尾張中部医療圏を一つの医療圏とし、「名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議」として開催してまいりますので、よろしく願いいたします。

また、委員の皆様には、すでにお知らせしておりますが、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」を改正し、今回から本会議において採決を行うことといたしましたので、重ねてよろしく願いいたします。

本日は、名古屋・尾張中部医療圏となつてはじめての会議となりますが、議題としまして、お手元の会議次第のとおり、「介護保険施設等の整備計画について」を挙げさせていただいております。整備計画の事前相談が3件提出されておりますので、計画の適否について、御審議いただきたいと存じます。

限られた時間ではございますが、活発な御議論をお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

本日の出席者の御紹介ですが、時間の都合もございますので、お手元の「出席者名簿」及び「配席図」により紹介に代えさせていただきます。

なお、委員の皆様には開催通知でお知らせしておりますとおり、この度、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領の一部を改正し、当会議の定足数及び議決に関する規定を設けておりますので、ここで定足数の確認を行います。当会議の構成員は26名で、現在、構成員からの委任を受けた代理出席者5名を含め、23名の御出席をいただいております。定足数である構成員の過半数である14名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しております。また、本日の会議には傍聴者の方が3名いらっしゃいますので、御報告させていただきます。

次に、資料の御確認をお願いいたします。お手元の次第の裏面にございます「配付資料」を御覧ください。

【次第（裏面）「配付資料」により資料確認】

続きまして、議長を選出をお願いいたします。

議長につきましては、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」第4条第2項の規定により、互選でお決めいただくことになっておりますが、特に御異議がなければ、事務局といたしましては、名古屋市医師会長の服部達哉様をお願い

したいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

ありがとうございます。それでは、出席者の皆様の総意として、議長は名古屋市医師会長の服部様にお願いいたします。服部様、どうぞ議長席にお移りください。

(服部議長)

ただいま、議長に選ばれました名古屋市医師会長の服部でございます。

本日は、皆様の御協力をいただきまして、円滑な会議の運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。皆様の活発な御議論によりまして、有意義な会議となりますよう、御協力をお願いいたします。

それでは議事に移りたいと思っております。その前に、本日の会議の公開非公開の取扱いについて、事務局からお願いします。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

当会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっております。したがって、全て公開で行いたいと思っております。

また、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、本県のウェブページに会議録として掲載することとしておりますので、あらかじめ御承知くださいますようお願いいたします。

(服部議長)

よろしいでしょうか。

それでは、議題「介護保険施設等の整備計画について」に移りたいと思っておりますので、事務局から説明してください。

(愛知県尾張福祉相談センター 猿渡次長)

尾張福祉相談センターの猿渡と申します。

日頃は、福祉行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、議題の「介護保険施設等の整備計画について」を説明させていただきます。申し訳ありませんが、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料1-1「介護保険施設等の整備計画について」を御覧ください。今回の整備計画につきましては、「介護老人福祉施設」の500名、「介護老人保

健施設」の109名、及び「混合型特定施設入居者生活介護」の310名の3つでございます。計画の内容につきましては、後ほど御説明いたしますが、その前に「介護保険施設整備の手続きについて」御説明させていただきたいと思っておりますので、1枚おめくりいただき、資料1-2を御覧ください。

本県では、介護保険施設など入所型施設の整備については、平成32年度までを計画期間とする、第7期愛知県高齢者健康福祉計画により、圏域ごとにそれぞれの施設の整備枠を設定しております。圏域ごとに整備枠を設定する理由といたしましては、それぞれの地域に必要な介護サービスの整備を促進するには、ニーズを把握し、介護保険における負担と給付のバランスを考慮しながら進めていく必要があるためです。そして、整備を行う場合には、この圏域会議における承認が必要であるため、設置予定者から事前に協議をしていただくこととなっております。

この資料の3「事前協議の流れ」についてであります。まず、(1)の事前相談票の提出がありますと、整備予定地の市町村へ意見をお聴きし、(3)の圏域内の市町村で構成する研究会等を開催して圏域の調整を行うこととなっております。その後、この圏域会議で御意見をお聴きしたのち、(5)のとおり会議の結果を事前相談票提出者に通知することとなっております。

本日、御審議いただく案件は、4に記載しております、この手続きが必要な施設種別のうち、(1)の「介護老人福祉施設」、(2)の「介護老人保健施設」、それから(5)の「混合型特定施設入居者生活介護」について、事前相談があったものでございます。(5)の「混合型特定施設入居者生活介護」について、少し補足をさせていただきます。すぐ下の※の2に記載しましたように、「特定施設入居者生活介護」とは、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームのうち、介護保険法に基づく指定を受けて、その施設が日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを介護保険サービスとして提供するものでございます。このうち、入居者が要介護者に限られているものが(4)の「介護専用型」、入居者が要介護者に限られていないものが(5)の「混合型」でございます。※の3に記載しましたように、(5)の「混合型」につきましては、入居者が要介護者に限られていないことから、施設定員の7割を整備枠として設定することとされております。

次に、1枚おめくりいただいて、資料1-3の「名古屋・尾張中部圏域 第7期介護保険施設等整備計画」を御覧ください。この資料には、表が4つございますが、1の介護老人福祉施設の表を御覧いただきますと、左から「区分」、その右に、「30年3月末定員数」、それから「整備目標」、「必要数」すなわち整備枠、一番右に今回申請分を記載しております。

今回事前相談のありました1の「介護老人福祉施設」のこの圏域における整備

枠は、この表の一番下に網掛けをしておりますが、30年度が200名、32年度が600名でございます。繰り返しになりますが、介護老人福祉施設の平成30年度の整備枠は200名、平成32年度の整備枠は600名でございます。また、同じ並びで下の表、2の「介護老人保健施設」を見ていただきますと、網掛けをしておりますが、30年度の整備枠は119名でございます。繰り返しになりますが、介護老人保健施設の平成30年度の整備枠は119名でございます。さらに、同じ並びで一番下の表、5の「混合型特定施設入居者生活介護」を見ていただきますと、同じく網掛けをしておりますが、30年度が166名、32年度が337名でございます。繰り返しになりますが、混合型特定施設入居者生活介護の平成30年度の整備枠は166名、平成32年度の整備枠は337名でございます。なお、圏域内の介護保険施設の設置状況につきましては、1枚おめくりいただいた次の資料1-4のとおりでございます。旧尾張中部圏域、旧名古屋圏域の西部及び東部ごとに、施設の種別、市区町別に施設名と定員を記載しております。

資料1-1にお戻りください。今回事前相談のありました整備計画の内容でございますが、いずれも名古屋市の公募により、整備予定者を選定するものです。

1の「介護老人福祉施設」は、整備予定定員は500名、開所予定は平成32年4月に200名、平成33年4月に200名、平成34年4月に100名、でございます。整備予定定員の500名というのは、先ほど資料1-3で御説明しました介護老人福祉施設の第7期整備計画の平成30年度整備枠200名を超えておりますが、最終年度である平成32年度の整備枠600名の範囲内でございます。こうした場合は、すぐ下の「参考」に記載させていただきました「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」のうち「意見聴取及び連絡調整の基準」である第5第2号により、下線部でございますが、「施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める」ことが承認の基準となります。これにつきましては、平成30年8月7日に開催した名古屋・尾張中部の圏域研究会において圏域内の全市町から前倒し整備の了解が得られておりますことから、承認が適当と考えております。

次のページの2でございますが、この「介護老人保健施設」も、名古屋市の公募により、整備予定者を選定するもので、整備予定定員は109名、開所予定は平成32年4月でございます。整備枠について先ほど資料1-3で御説明しましたが、介護老人保健施設の第7期整備計画の平成30年度整備枠は119名で、今回の整備予定定員はその範囲内であることから、承認が適当と考えております。

その下の3「混合型特定施設入居者生活介護」につきましても、名古屋市の公募により、整備予定者を選定するものです。整備予定定員は310名、混合型の

場合は、入居者が要介護者に限られていないことから、施設定員の7割を整備枠として設定することになりますので、整備枠としましては、310名の7割である217名となります。開所予定は、施設定員に7割を掛けた整備枠で申し上げますと、平成31年4月に91名、平成32年4月に70名、平成33年4月に56名、でございます。整備予定定員310名、整備枠でいう217名というのは、先ほど資料1-3で御説明しました混合型特定施設入居者生活介護の第7期整備計画の平成30年度整備枠の166名を超えておりますが、最終年度である平成32年度整備枠の337名の範囲内でございます。こうした場合は、先ほどの介護老人福祉施設と同様、「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」により、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認めることが承認の基準となります。これにつきましては、平成30年8月7日に開催した名古屋・尾張中部の圏域研究会において圏域内の全市町村から前倒し整備の了解が得られておりますことから、承認が適当と考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

(服部議長)

ただ今の事務局の説明に対して、御質問や御意見はありますでしょうか。

(今村康宏委員)

済衆館病院の今村でございます。介護保険施設の整備計画のことはわからないので、2点教えていただきたいことがございます。

1点目が、1の「特別養護老人ホーム」と3の「混合型特定施設入居者生活介護」について前倒しで整備ということになっておりますが、今年度前倒しで取ることによって次年度の分は減るということによろしいでしょうか。

2点目が、今回3パターンで整備計画が出ていますが、名古屋市域における区ごとの整備状況のばらつきについては考慮しているのでしょうか。

この2点について教えていただきたいです。

(愛知県尾張福祉相談センター 猿渡次長)

まず1点目の、今年度、整備計画を前倒しすることによって次年度の分は減るのかについてですが、枠というのは3年単位でカウントするので、今年度に整備した分は次年度に減るということになります。

2点目の、区ごとのばらつきについてですが、名古屋市さんが公募しておりますので、名古屋市さんの公募にあたっての基準によって、適切に区ごとの割り振りを考慮していただいているものと考えております。

(今村康宏委員)

分かりました。ありがとうございます。介護保険施設の整備は、医療にも密接に関連してくると考えられますので、区ごとのばらつきが少なくなるように考慮していただくようお願いいたします。

(名古屋市健康福祉局介護保険課 土方主幹)

名古屋市健康福祉局介護保険課の土方でございます。区ごとのばらつきについてですが、公募の際には、区ごとに募集はしておりませんので、募集の時点では調整できませんが、お申込みいただいた事業者についての選定基準の内、整備率によって点数を多くしたり少なくしたりすることで、最終的には、できるだけ全市にわたって整備されるよう調整させていただいております。

(服部議長)

他にはよろしいでしょうか。では、私から、区ごとのばらつきについてですが、名古屋市内のどのあたりに施設が整備されるのかということが分からない状況で意見を申し上げないといけないわけですが、これに関してはいかがでしょうか。

(愛知県尾張福祉相談センター 猿渡次長)

整備する場所についてですが、名古屋市さんが公募する際に適切に対応していただいているということですので、公募後にこの会議で報告することは考えておりませんが、御要望があれば公募後にこの会議に報告させていただくことにしたいと思います。

(名古屋市健康福祉局介護保険課 土方主幹)

補足ですが、お諮りしております、介護老人福祉施設の定員500名については3年間にわたって公募させていただいております、資料1-1に書いてございます、平成32年4月開所分、平成33年4月開所分について公募を締め切らせていただいております。現在、選定作業中でございますが、この選定作業が終了し、事業者が決定しましたら、報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

(服部議長)

他にはよろしいでしょうか。

それでは、開催要領第4条第4項の規定に基づき、これより採決に移りたいと思います。ただいま事務局から説明のありました介護保険施設等の整備計画につきまして、承認される方は挙手をお願いします。

挙手多数と認めます。賛成票が過半数に達しましたので、本議案は事務局案のとおり可決いたします。

(服部議長)

他にはよろしいでしょうか。

以上で、本日の議事は終了しました。

せっかくの機会ですので、「その他」としまして、残りの時間を意見交換に充てたいと思います。保健、医療、福祉分野に関する御意見等がございましたら、御発言いただきたいと思います。

ないようですので、終了させていただきます。

最後に、事務局から何かありますか。

(愛知県健康福祉部医療福祉計画課 久野課長補佐)

事務局から2点連絡させていただきます。

1点目でございますが、本日の会議の内容につきましては、事務局が作成いたしましたものを、事前に発言者の方に御確認いただくこととしておりますので、事務局から連絡があった場合には、御協力くださるようお願いいたします。

2点目でございますが、この後、休憩を挟みまして、午後2時30分頃から名古屋・尾張中部構想区域地域医療構想推進委員会を開催いたします。推進委員会の委員の皆様方におかれましては、引き続き御参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、配席が若干変わりますので、準備をさせていただく間、一旦席を離れてお待ちいただきますようお願いいたします。また、引き続き傍聴を御希望される方につきましても、一旦外に出てお待ちいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(服部議長)

それでは、名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議は、これにて終了いたします。どうもありがとうございました。